# 子育てに関する制度の案内

#### □児童扶養手当

ひとり親、及び父(母)が身体などに重度の障害がある児童の母(父)、あるいは母又は父にかわってその児 童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。支給期間は、該当する児童が 18歳になった日以降の最初の3月31日(障害のある児童については20歳未満)までです。

※ただし、○申請者、児童が日本国内に住んでないとき○児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等(通園 施設は除く)に入所しているとき○婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係、同 居または頻繁に異性の訪問がある場合や社会通念上夫婦としての共同生活をしている)等該当する場合は、 支給されません。

※支給対象月は、1月・3月・5月・7月・9月・11月(支払月前月までの分が口座に振り込まれます。)

### □特別児童扶養手当

20 歳未満で、身体または精神に重度または中度以上の障害をお持ちの児童を監護している父もしくは母(所 得が多い方)、または父母にかわってその児童を養育している方(扶養者)が手当を受けることができます。

### □ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のいない児童にかかる医療費のうち、保険診療における一部負 担金の全額を助成します。助成期間は、該当する児童が 18 歳になった日以降の最初の 3 月 31 日まで(父又は 母の場合は末子が該当する期間まで)です。(更新手続きは、8月中に行ってください。)

## □現況届の提出 ~現在受給中の方へ

児童扶養手当の受給資格者(所得制限で全部支給停止の方も含みます。)は、8月中に現況届の提出が必要で す。現況届は、年1回手当の支給要件に該当しているかの確認および11月分からの手当の支給額を決定するた めの大切なものです。

提出がない場合は、11月分以降の手当の支給差し止められます。期間中に必ず届出をしてください。

## □ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援とし て、臨時特別給付金を支給します。

支給対象者

児童扶養手当受給世帯等への給付

- ○次のア~ウのいずれかに該当する方
  - ア) 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
  - イ) 公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方(注:児童扶養手当に 係る支給制限限度額を下回る方に限ります。)
- ウ)新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 ※詳細については、ひとり親世帯臨時特別給付金(厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/ newpage\_11456.html) をご覧ください。

お問い合わせ 肝付町役場 福祉課 児童家庭係 🕿 0994(65)8413